

環境教育出前講座の 登録講座を募集します！

実績
(令和6年度)

実施回数:110講座

受講者数:6,515人

横浜市では、生物多様性の損失や地球温暖化、水・緑の保全・再生といった環境問題への理解を深めるため、市民団体・企業など専門知識を持った講師の皆様が市内の小中学校や地域に出向き講義を行う「環境教育出前講座」を実施し、毎年多くの方に受講いただいている。

このたび、令和8年度の環境教育出前講座実施に際し、生物多様性や環境問題について豊富な知識と経験を持つ市民団体、企業等が実施する講座を募集します。

1 登録可能な団体・講座

次の条件を全て満たす団体・事業者、講座が登録可能です。

- (1) 環境教育に関して豊富な知識と講座実施の経験があり、利用団体等との事前調整が可能な団体・事業者であること。
- (2) 生物多様性、地球温暖化、身近な自然、動物・植物、資源循環、その他環境に関する講座であること。
- (3) 学校向けの場合、学習指導要領等を参考にした児童・生徒等の学年、学習進度等に対応した講座であること。
- (4) 特定の団体・製品の宣伝・販売または批判を行わないものであること。
- (5) 特定の宗教・思想の宣伝や勧誘または批判を行わないものであること。

2 講座登録の手続き

(1) 手順

- ① 「第1号様式別紙(プログラムシート)」を作成する。(Word 形式)
 - ・令和7年度から様式の変更はありません。
 - ・様式は横浜市のウェブサイト(横浜市環境教育出前講座事務取扱要領)から「第1号様式別紙」を入手してください。

横浜市ウェブページ(横浜市環境教育出前講座事務取扱要領)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/
kankyochozen/kankyo_kyoiku/demae/demae_youryou.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyochozen/kankyo_kyoiku/demae/demae_youryou.html)



事務取扱要領

② 講座登録申請

横浜市電子申請・届出システムを利用し、「令和8年度 環境教育出前講座 講座登録申請フォーム(みどり環境局)」から手続きしてください。

- [1] 横浜市電子申請・届出システムを開く
- [2] 申請できる一覧から事業者向け手続きを選択
- [3] キーワード検索で「出前講座」を検索
- [4] 「令和8年度環境教育出前講座 講座登録申請フォーム」(みどり環境局)を選択
 - ・初めて横浜市電子申請・届出システムを利用する場合は、利用者登録してください。
 - ・既に利用者登録している場合は、マイページで登録情報の確認・変更をお願いします。
 - ・講座登録申請フォームに必要事項を入力し、①で作成した「第1号様式別紙」を Word 形式

で添付してください。

- ・初めて講座を登録する団体は、団体の規約等組織の概要が分かる資料を添付してください。
- ・申請フォームの最後にアンケートがありますので、合わせてご回答をお願いします。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c35179b9-070d-4ddf-bd14-2cdd2984c46d/start>



講座登録申請フォーム

(2) 質問事項がある場合

「横浜市環境教育出前講座に関する質問フォーム」をご利用ください。

- <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5fd7511b-5160-4e86-a434-6a4bcd3eb1f4/start>



質問フォーム

横浜市電子申請・届出システムでの手続きが困難な場合

電子メールにて次の3点のご提出ください。また、質問がある場合もメールでお寄せください。

- ① 第1号様式
- ② 第1号様式別紙(Word 形式)
- ③ 団体の規約等、組織の概要が分かる資料(初めて登録する場合、前年度から変更があった場合のみ)

・【「第1号様式」「第1号様式別紙」の入手】

横浜市ウェブページ(横浜市環境教育出前講座事務取扱要領)

- https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyochozen/kankyo_kyoiku/demae/demae_youryou.html



事務取扱要領

・提出先

横浜市みどり環境局環境活動事業課(環境教育出前講座事務局)

- mk-demae@city.yokohama.lg.jp

※横浜市電子申請・届出システムを登録することで、今後の手続きや本市とのやり取りがスムーズになりますので、可能な限り、横浜市電子申請・届出システムからの手続きにご協力ください。

(3) 申請期限(令和8年4月1日から受講申込受付開始とする場合)

令和8年2月27日(金)

※その後も随時申請を受け付けます。

ただし、受講申込受付開始日が令和7年4月中旬以降となりますので予めご了承ください。

3 講座の登録決定

登録申出書の提出があった講座について、事務局で登録要件や講座内容等を確認し、登録を決定します。

講座の登録期間は、当該年度の3月 31 日までの1年間です。

講座は横浜市ウェブサイトに掲載し、広く申し込みを受け付けます。

4 環境教育出前講座 年間スケジュール(予定)

令和8年2月 27日	登録申込締切(令和8年4月1日から受講申込受付開始とする場合)
令和8年3月上旬	登録内容の確認・調整、登録決定
令和8年4月1日～	受講申込受付開始
令和9年2月末	受講申込受付終了

5 講師謝金

※横浜市会での令和8年度予算の議決が必要です。

市民団体、NPO 法人等には、講座の実施に対し謝金をお支払いします。

ただし、謝金の支払い回数には予算の都合上限りがあります。

(1) 謝金金額:12,000 円/回

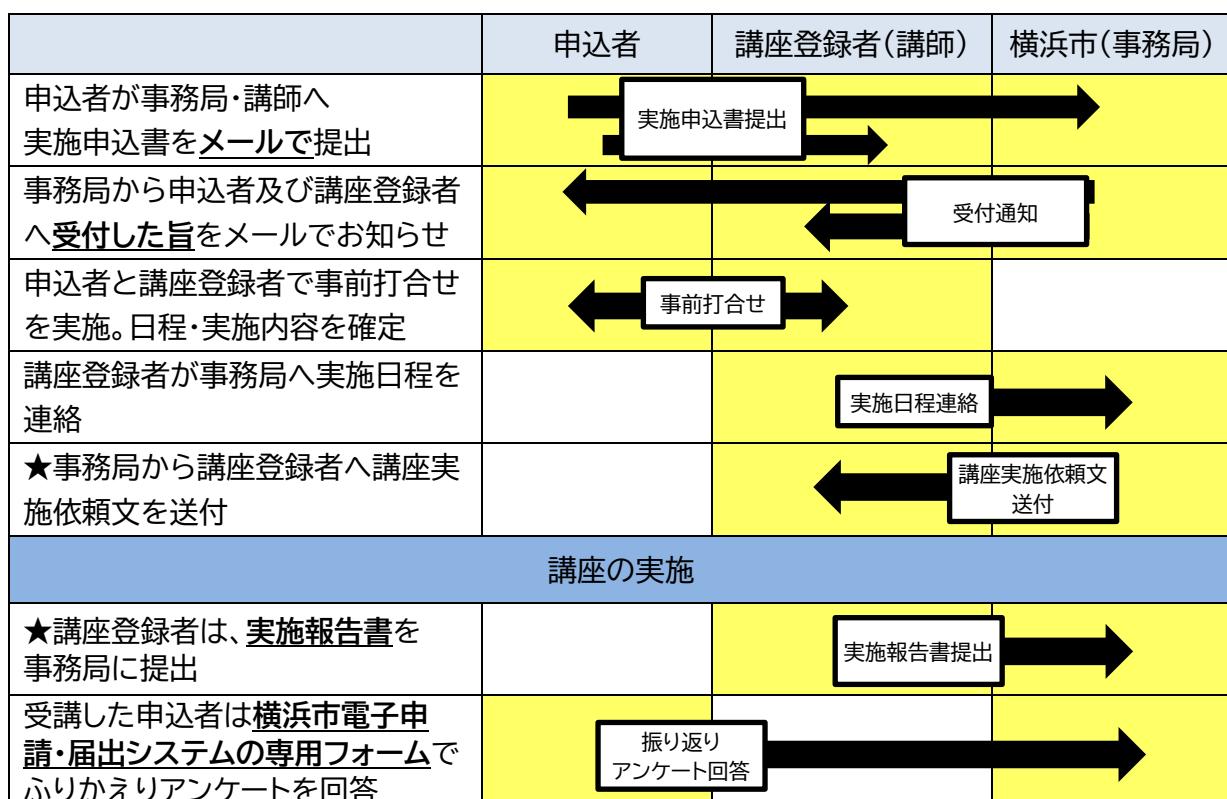
(2) 受講者からの申込書、講師からの日程報告を忘れずにお願いします。

(3) 謝金のお支払いは、講座終了後 30 日以内に「第5号様式 実施報告書(写真添付要)」を事務局に提出することが要件です。

(4) 受講団体1団体(※)につき1回のみ支払います。

※学校の場合はクラスや学年単位ではなく、1校を1受講団体として捉えます。

6 講座開催までの流れ(参考)



★は、謝金をお支払いする場合のみ該当

7 その他

講座実施の際に横浜市からの広報印刷物等の配布をお願いする場合があります。その際には、ご協力をお願いします。

<お問合せ先(横浜市環境教育出前講座事務局)>
横浜市みどり環境局環境活動事業課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
TEL:045-671-2484
Email:mk-demae@city.yokohama.lg.jp